

新型コロナウイルス感染症に伴う自宅待機期間、学級閉鎖等について(2022年11月15日版)

岐阜高専リスク管理室

岐阜高専では厚生労働省の指針に基づき、現時点で以下の対応としています。

(今後、国、岐阜県の指針変更等によっては変更される可能性があります)

【陽性者の自宅待機期間】

- ① 無症状の場合、検体採取日を0日目とし基本的には8日目から解除となります。ただし、5日目に抗原検査キットで陰性を確認すれば6日目から解除となります。診断時に無症状だった人が途中で新型コロナを発症した場合、発症日を0日目と再設定して有症状陽性者扱いとなります。
- ② 有症状の場合、入院している場合と入院していない場合で療養期間が変わります。入院している場合、発症日を0日目とし症状軽快から72時間経過していれば11日目に解除となります。入院していない場合、発症日を0日目とし症状軽快から24時間経過していれば8日目に解除となります。
- ③ 登校を禁止する「出席停止（コロナ公欠）」は上記期間で適用されますが、9/7付けで短縮された自宅待機期間（陽性者8～10日目）についても、もし感染防止のための療養の要望が学生・保護者から出れば出席停止（コロナ公欠）として扱います。事前に担任等へ連絡の上療養していただき、登校可能になってから欠席届を提出して下さい。

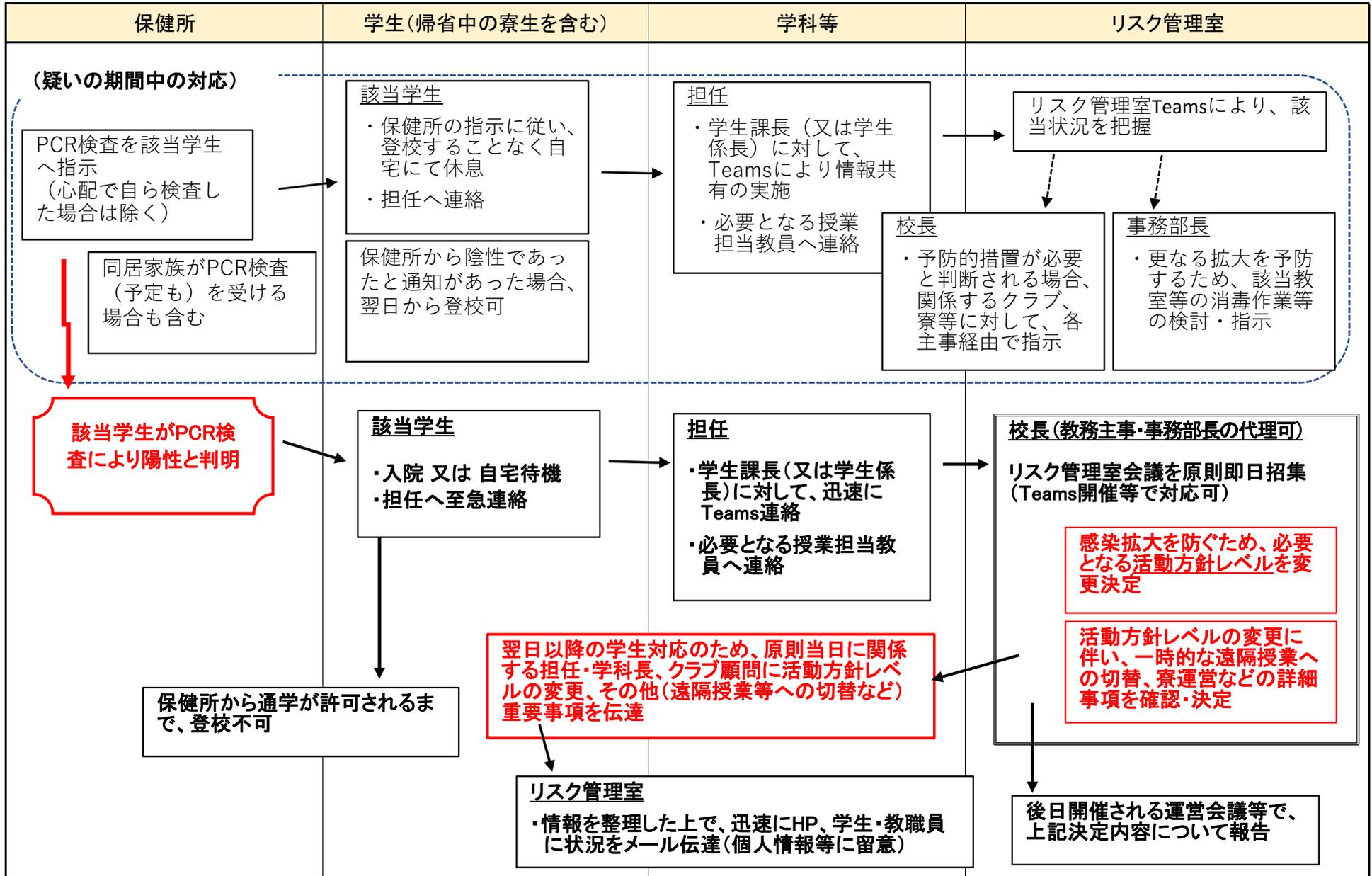
【濃厚接触者の自宅待機期間】

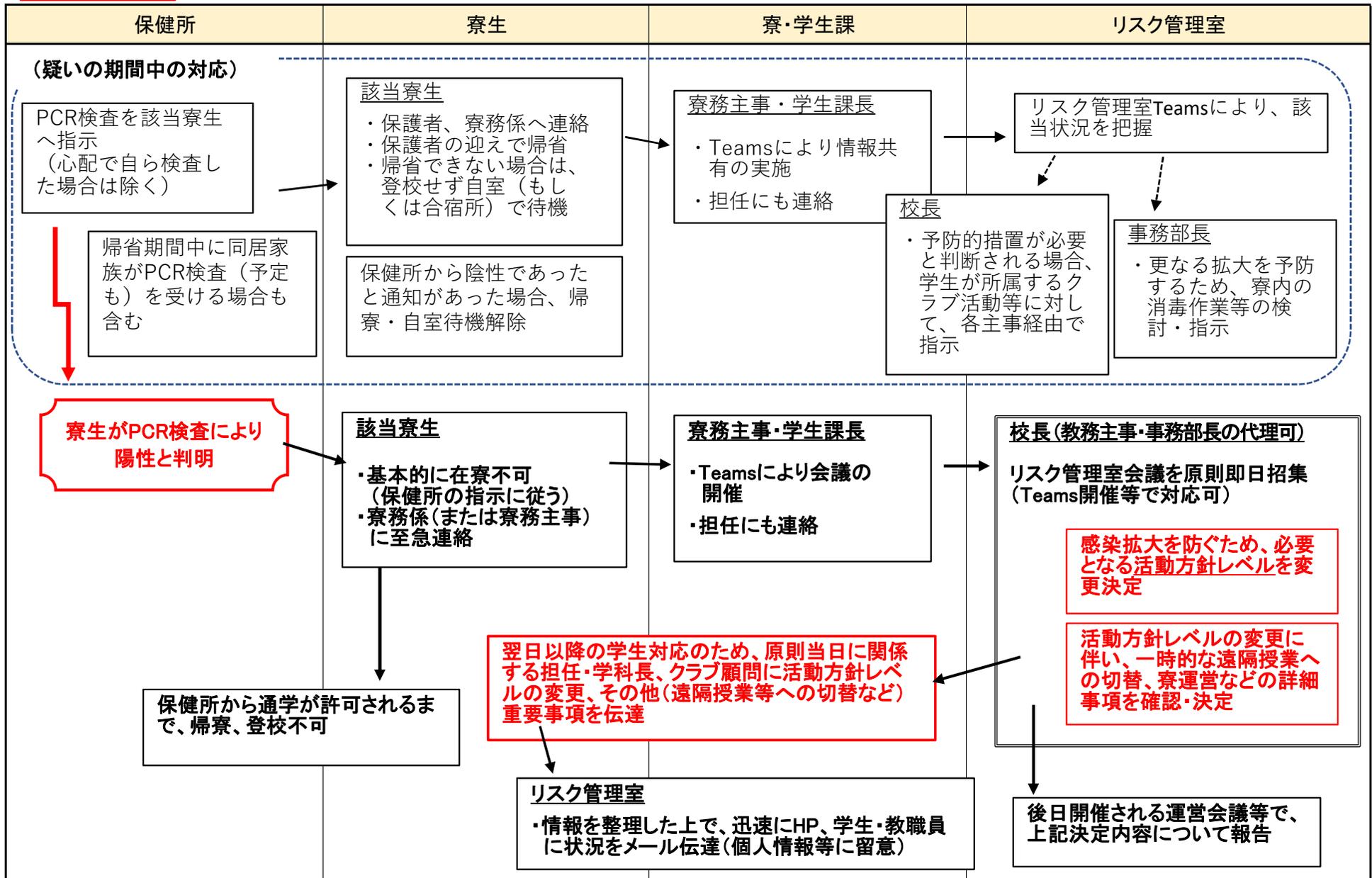
- ① 陽性者との最終接触日を0日目とし、基本的には6日目から解除となります。ただし、2日目と3日目に抗原検査キットで連続して陰性を確認すれば4日目から解除となります。なお、濃厚接触者の発熱外来利用は控え、自己検査として下さい。
- ② 自宅待機期間中に陽性が判明した場合は、その後7日間かつ症状軽快後24時間の自宅待機が必要となります。
- ③ 登校を禁止する「出席停止（コロナ公欠）」は上記期間で適用されますが、9/7付けで短縮された自宅待機期間（濃厚接触者6～7日目）についても、もし感染防止のための療養の要望が学生・保護者から出れば出席停止（コロナ公欠）として扱います。事前に担任等へ連絡の上療養していただき、登校可能になってから欠席届を提出して下さい。

【学級閉鎖（遠隔授業）】

- ① 感染者がいる学級内で感染者の最終登校日を0日として、翌日から4日間に、学級内に3人目の感染者が出た場合は、学級内で感染が広がっている可能性が高いと考え、感染者の最終登校日を0日として、翌日から4日間の学級閉鎖（遠隔授業）を実施します。なお、感染者数については感染経路（家庭内感染、学内感染等）を問わずにカウントします。
- ② その他、リスク管理室が必要と判断した場合に学級閉鎖（遠隔授業）を実施します。

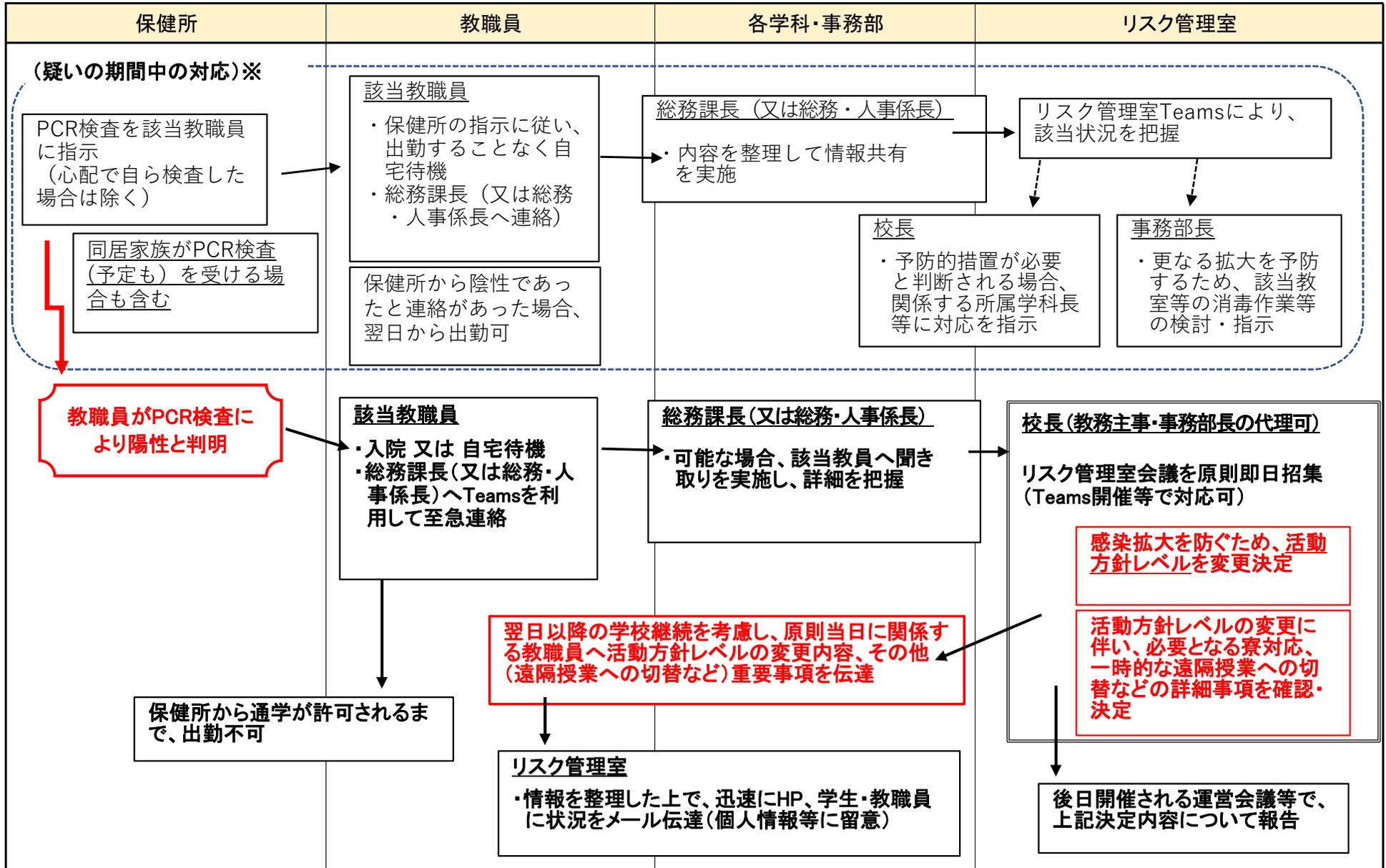
新型コロナウイルス感染症に罹患(疑いを含む)した際の初期対応フローチャート





教職員版

新型コロナウイルス感染症に罹患(疑いを含む)した際の初期対応フローチャート



※ 教職員本人が保健所の指示によりPCR検査を受ける場合は、職務専念義務免除、同居家族がPCR検査を受ける場合は、予防的対処として在宅勤務を基本とする

学 生 版

新型コロナウイルス感染症に罹患(疑いを含む)した際の初期対応フローチャート 補足資料(学生向け)

◎学生から学級担任等への連絡方法について

学生本人または同居家族がPCR 検査を受ける場合は、電話にて学級担任等(専攻科は指導教員)に連絡する。

【電話連絡先】

平日 8:30～17:00 : 学級担任等(専攻科は指導教員)

学級担任等に連絡がつかない場合は学校に連絡(電話:学生係 058-320-1254)

平日夜間(17:00～8:30)・土日・祝日等 : 警備員室(電話:058-320-1211、090-9894-0638)

【連絡内容】

以下の内容を簡潔に伝える。

- ・学生のクラス、氏名、連絡先(電話番号)
- ・PCR 検査を受ける者(学生本人、父親、母親、兄弟等)
- ・保健所又は医療機関の指示内容
検査を受ける経緯、検査日、検査場所、検査結果判明予定日
- ・連絡のあった保健所又は医療機関名
保健所の場合はその連絡先(可能な限り)
- ・学生本人の場合
現在の体調、体温〇〇度、異常の有無→有る場合は、何時から、その程度も

◎LMS を利用した健康管理について

「体温が 37.5 度以上」「体調異常がある」を選択した場合、保護者等と相談のうえ次のように対応する。

- ・学級担任に連絡(電話、メール、Teams 等)する。
連絡がつかない(1時間以内に返信がない)場合は、学校に連絡(電話:学生係 058-320-1254、代表 058-320-1211)する。
- ・原則、医療機関を受診し、登校の可否を確認する。登校不可の場合、いつから(どのような状態になったら)登校可能か併せて確認する。なお、感染もしくはその疑いにより登校できなかった日については「公欠扱い(出席停止に準ずる)」を認める。
- ・上記理由により登校できなかった場合は担任等に相談のうえ以下のとおり対応する。
平常授業時:可能であればオンライン受講等で対応してもらう。
試験期間時:追試験を受ける手続きをする。
休んだ場合:「公欠扱い(出席停止に準ずる)」の手続きをとる。
根拠資料(写し)を添付する。医療機関受診の領収書、担任等とのメール等のやり取り、LMS の画面等。

岐阜工業高等専門学校 活動方針レベル対応表（令和4年度対応）

1. 教育活動（授業、実習、研究指導等）

レベル	活動内容	備考（判断基準等の例示）
1	本校の新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに沿った対策を実施した上、授業等の実施	・原則的に年度期間中全て
2	本校の新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに沿った対策を実施した上、同日の学生入構を一部制限（例：一部の学年・学科の遠隔授業の実施） 校外実習・特別実習は、安全な実施状況が確認できれば可	・岐阜県（本巣市）において、緊急事態宣言、まん延防止重点措置等に指定された場合 （状況に応じて判断する） ・保健所の指示等に基づいて、陽性者が発生した該当クラス等の登校禁止を実施
3	本校の新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに沿った対策を実施した上、卒業研究・特別研究のみ登校可能 他は遠隔授業で実施	・県教育委員会等からの要請 ・本校所在地域で感染がまん延していると判断される場合等
4	登校の中止、遠隔授業のみの実施 校外実習・特別実習は、中止	・県教育委員会等からの要請 ・全国的に感染がまん延していると判断される場合等

※本対応表は、政府・県の対処方針等の変更や本校の実質的な対処方針の適正化により、変更がすることがある

2. クラブ活動

レベル	活動内容	備考（判断基準等の例示）
1	<p>感染防止対策（活動前の健康状態の確認、活動後の速やかな解散など）を実施した上、活動・練習時間の短縮を推奨</p> <p>公式試合では、主催者の感染防止対策（各競技団体の指針等による）を厳守</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原則的に年度期間中全て
2	<p>活動は、可能な限りマスク着用で実施</p> <p>原則平日週4日で2時間以内、週末土日は活動自粛 （大会等がある場合は、土日いずれか1日だけ練習可、3時間以内（昼食なし）</p> <p>練習試合、遠征、合同練習は原則禁止（必要性が高い場合、校長へ相談）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会等からの要請 ・岐阜県（本巣市）において、まん延防止重点措置等に指定された場合
3	<p>特定クラブ活動の活動中止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会等からの要請 ・該当クラブ活動を原因として学生、顧問等において陽性者が発生した場合
4	<p>全てのクラブ活動の原則中止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会等からの要請 ・クラブ活動等を原因として同時に複数の学生、顧問等において陽性者が発生した場合 ・本校所在地域において感染が広がっており、危機的状況と判断される場合等

3. 寮運営

レベル	活動内容	備考（判断基準等の例示）
1	感染防止対策（原則1人1室、寮食堂の分散利用等）を実施した上、寮運営の継続	・原則的に年度期間中全て
2	原則1人部屋にて自粛（補食室、談話室の利用禁止）	・複数の寮生においてPCR検査を実施される場合
3	寮生の外出禁止	・本校周辺地域において急激に感染状況が悪化していると判断される場合
4	寮閉鎖、寮生の一時帰省	・寮内でクラスター発生等、重大な状況と判断される場合

4. 学校運営

レベル	活動内容	備考（判断基準等の例示）
1	本校の新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに沿った対策を実施した上、教員の教育研究活動のため入構許可	<ul style="list-style-type: none"> ・原則的に年度期間中全て
2	本校の新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに沿った対策を実施した上、教員の在宅勤務の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・一部学生対象の遠隔授業の実施 ・県教育委員会等からの要請 ・岐阜県（本巣市）において、まん延防止重点地域等に指定された場合
3	運営上必要となる場合を除き、教員の在宅勤務の実施 一部事務職員・技術職員の在宅勤務の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・全学生対象の完全遠隔授業の実施 ・県教育委員会等からの要請
4	原則、教職員の入構禁止 校内の安全確保、資産維持のための最小限の関係職員のみ入構許可	<ul style="list-style-type: none"> ・県教育委員会等からの要請 ・本校所在地域において感染が拡がっており、危機的状況と判断される場合等

5. 出張・旅行

レベル	活動内容	備考（判断基準等の例示）
1	不要不急の出張・旅行の注意	・原則的に年度期間中全て
2	不要不急の出張・旅行の自粛	・出張先の都道府県等が独自に宣言等を発出している場合
3	不要不急の出張・旅行の原則延期	・緊急事態宣言対象地域へのお出張の場合等
4	全ての移動を原則禁止	・緊急事態宣言が国内全域で発出され、本校教職員の安全を確保できないと判断される場合

6. 学外者（受験生を含む）の入構

レベル	活動内容	備考（判断基準等の例示）
1	本校の新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに沿った対策を実施した上、 入構許可 ただし、入構の場合は滞在時間を最短となるよう留意	<ul style="list-style-type: none"> ・原則的に年度期間中全て
2	当該都道府県からの学外者入構については、自粛の検討 （ただし、本校の活動に必要となる学外者（受験生を含む）は、更なる感染防止対策を実施したうえで対応可） 学外者が主体となる催し等への施設貸出の自粛又は禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言対象地域等の感染状況が良くない地域からの来校者が含まれる場合等
3	全ての学外者の入構禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的に感染がまん延していると判断される場合等